

平成25年5月10日

原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 安倍 晋三 様

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく平成25年1月18日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。 成田市において産出された茶(一番茶以降)
- 2 **解除を申請する理由** 別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

成田市で産出される一番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

	品目	地点(※)	採取日	測定結果
				放射性セシウム (Bq/kg)
	一番茶(生葉)	成田市①	H23 5/24	622
		成田市①-1	H24 5/14	5. 1
	一番茶(飲用茶)	成田市①-2		5. 5
成	一番笊(臥川笊)	成田市②		14
田		成田市③		13
市	一番茶(飲用茶)	成田市①-1	H25 5/8	1.5
		成田市①-2		1.0
	省 常(以用余)	成田市②		2.8
		成田市③		2. 0

(※)

検査地点の選定方法

本県の北部中央の北総台地に位置する成田市は、山林と畑が混在する台地部と、豊かな水に恵まれ水田利用されている低地部からなっている。

また、市は、平成18年に下総町と大栄町を編入合併したが、茶は、市東部に位置する旧大栄町で生産されており、2社の製茶業者が所有する3ほ場がある。

今回は、すべてのほ場を選定した。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、摘採する茶期ごとに、成田市内3か所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

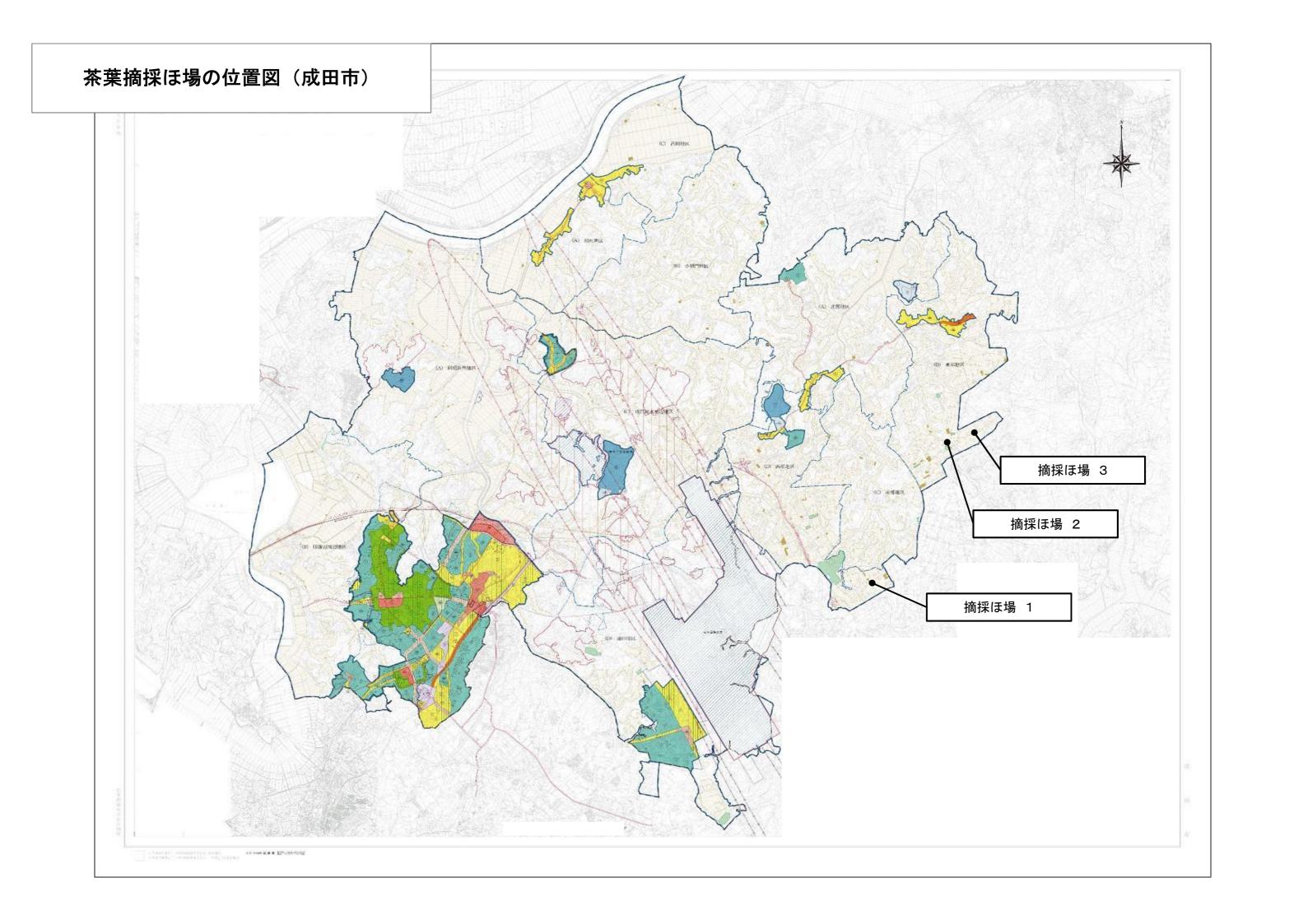
4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である成田市における茶の流通は、2社の製茶業者が自社の 茶園で生産した茶葉を自社の工場で加工し、販売する、いわゆる「自製、自販」の 形態が主である。

これまでに、23,24年産茶については、茶葉をすべて処分するとともに、25年産に向けては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、中切り等を実施するとともに、各製茶業者に、入荷先の記録に加え、出荷及び販売先の記録の保存を求め、販売先等の補足を可能とする。

また、成田市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

5 **解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応** 基準値を超える結果が出た場合には、即座に当該市からの茶の出荷自粛を要請 する。



千葉県における茶の出荷制限の解除申請状況

検査実施日:平成25年5月9日

